

各研究機関
契約担当者 殿

国立研究開発法人科学技術振興機構
契約部研究契約室

平成30年度委託研究契約書の改定について
〔国際科学技術共同研究推進事業（SATREPS）〕（連絡）

平素より当機構の各種事業に対して格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年度国際科学技術共同研究推進事業委託研究契約書の改定を予定しております。不明点がございましたら、下記の問い合わせ先までご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1. 改定内容

主な改定内容は以下の通りです。

＜一般条項第7条（研究期間終了後の物品等の取扱い）＞【企業等のみ】

- ・乙が企業等の場合、取得物品の買い受けが可能なのは研究期間終了後であることを明示。（条文タイトルと平仄を合わせただけであり、ルール自体に変更はありません）

＜知財条項第6条（研究成果に係る著作物の取扱い）＞

- ・著作物の取り扱いの但書きにおいて、記載している「秘密情報」を明確にするため、定義元である一般条項第9条を参照する文言に修正。

詳細は別紙「委託研究契約書 新旧対照表」をご参照ください。

なお、平成29年度以前に締結した複数年度契約を平成30年度に更新する際にも、本改定事項を反映した変更契約を締結します。

2. 問い合わせ先

keiyaku@jst.go.jp（契約部研究契約室）

3. 添付資料

別紙1：委託研究契約書 新旧対照表〔国際科学技術共同研究推進事業（SATREPS）〕

以上